

月刊児玉通信 No.108



～ 司法書士のよろず相談室 ～



ご存知ですか？公正証書

公正証書には3つの利点があります！

- 強力な証明力 → 法務大臣によって任命された公証人がその権限に基づき作成するので公文書となります
- 裁判所の判決と同様の執行力 → 金銭の支払いの場合、強制執行認諾条項をつけておくと強制執行に踏み切る事ができます
- 書類内容の安全性 → 作成の段階で法令違反等を確認するので内容的にも安全です



～公正証書の種類～

★ お金を貸す際の公正証書 ★
金銭消費貸借契約公正証書
債務弁済契約公正証書
準消費貸借契約公正証書

★ 遺言関連の公正証書 ★
遺言公正証書
任意後見契約公正証書
死因贈与契約公正証書
遺産分割協議公正証書

★ 離婚する際の公正証書 ★
離婚給付契約公正証書
親権者・養育費
慰謝料・財産分与・年金分割

★ その他の公正証書 ★
事業用借地権設定契約公正証書
事実実験公正証書
尊厳死宣言公正証書



公正証書作成については、当事務所または児玉会計各担当者にご相談ください。

広島市中区白島北町3番14号 児玉会計ビル3階

司法書士 竹村 秀博

TEL: 082-227-8772

FAX: 082-228-7696

司法書士 三川 俊治

TEL: 082-228-5564

FAX: 082-228-3307